

安 全 報 告 書

平成 27 年度（平成 27 年 7 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日）

本安全報告書は航空法第 111 条の 6 規定に基づき作成されたものです

雄飛航空株式会社

平成 28 年 12 月 26 日

1 輸送の安全を確保するための事業運営の基本方針

安全の確保は事業運営の基本であり

社会的使命である

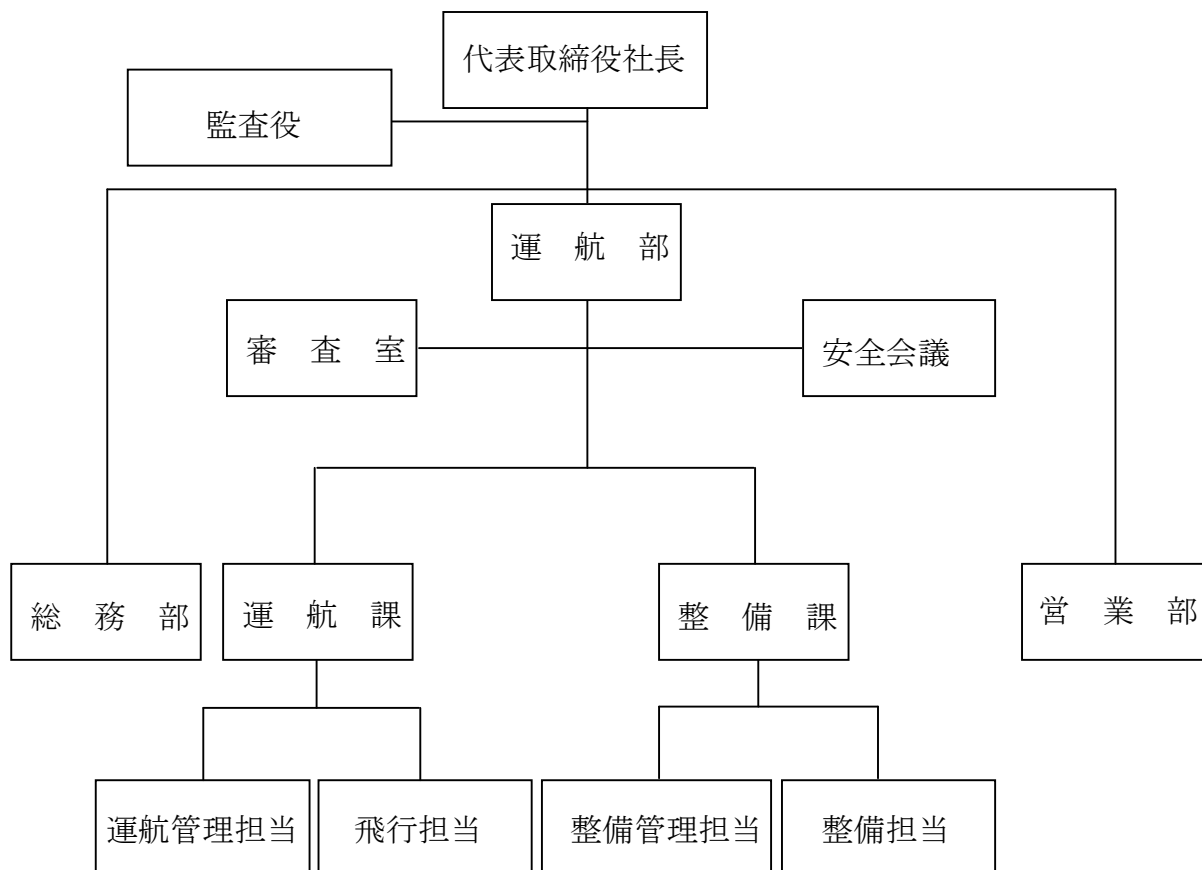
「安全に優る優先はない」を航空会社の是とし、社員一人一人が安全運航を追求します。

そのためには航空法等の法令、運航規程、整備規程等を遵守し日々の業務を行います。

2 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(1) 組織及び人員

ア 全体及び安全確保に関する組織図



イ 各組織の機能・役割

- ・雄飛航空の組織は運航部、営業部に大別されます。
- ・安全対策室は運航部長を長として、航空安全に関する情報の提示、課題の検討と対策、指導、安全会議の開催等を行っています。
- ・審査室は技能審査担当操縦士からなり、機長の審査を行います。

ウ 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者の人員数

航空機乗組員	整備従事者	運航管理担当者
3(固定翼 2)	2	4(兼務)

(2) 日常運航の支援体制

- ア 航空機乗組員、運航管理担当者及び整備従事者に係わる定期訓練及び審査
航空局で定めた「運航規程審査要領」(空航第 58 号)及び「整備規程審査要領」
(空機第 73 号)に基づき認可を受けた運航規程及び整備規程に従い訓練及
び審査を行っています。
- イ 日常運航における問題点の把握と共有及び現場へのフィードバック体制
運航状況の報告を密にして、運航状況の問題点を把握するとともに、必要に
応じミーティング等を行い問題点の早期解決に努めています。
- ウ 安全に関する社内啓蒙活動
- ・ 安全観察の実施
 - ・ 航空安全情報の伝達と回覧
 - ・ 安全会議の実施
 - ・ 群馬ヘリポートの模擬訓練に参加
 - ・ 各種安全セミナー等への積極的参加
 - ・ シミュレータ訓練による計器飛行能力の向上
 - ・ 毎年 6 月 2 日を「航空安全の日」と定め、安全意識を高めるための会社全
体での安全会議、安全祈願、運航部内での安全総点検を行っています。

(3) 使用航空機

機種	機数	座席数	飛行時間 年平均	導入時期	平均機齢
AS350B	1	6	450	平成 20 年	29 年
R44	1	4	364	平成 27 年	8 年
R22	1	2	391	平成 20 年	12 年

3 法 111 条の 4 の規定に基づく報告に関する事項

(1) 法第 111 条の 4 に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」(事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブル) の発生はありません。

4 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項

(1) 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導はありません。

(2) 安全性向上のために講じた措置又は講じようとするその他の措置

「安全運航」の徹底を重点施策として安全活動を推進するとともに、自主的に安全観察、安全点検の実施、不安全状況の早期排除に努めました。

(3) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取り組みの実施状況

平成 27 年度における輸送の安全状況

「基本動作の確実な実行で安全運航確保」を重点施策に輸送の安全に取り組み、航空事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブルの発生はなく、安全観察及び安全点検においても不安全状況はありませんでした。

(4) 平成 28 年度の安全指標、安全目標値及び過去の実績

安全の確保は事業運営の基本方針であり社会的使命であるということは事業運

営の基本方針であります。「安全に優る優先はない」を社是として平成 28 年度も無事故飛行の継続を目指します。

大きな事故も、元は小さな不備や初歩的な判断ミスに端を発する過去の事例に学び、「基本動作の確実な実行」による着実な動作の積み重ねを実施することで不安全要素の早期発見及び排除に努めます。

具体的な安全指標、安全目標値及び過去の実績は以下の通りです。

(平成 28 年 7 月 ～ 平成 29 年 6 月)

番号	安全指標* ¹	安全目標値* ²	過去の実績
1	重大インシデントゼロ	ゼロ	ゼロ
2	労災事故ゼロ	ゼロ	ゼロ
3	イレギュラー運航ゼロ	ゼロ	ゼロ
4	ヒヤリハット報告	5 件	5 件

以上